平成24年8月9日

第1 審議会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 本件異議申立てに至る経緯

平成23年 8月 1日 公文書開示請求

8月17日 公文書開示決定通知(3通)

9月13日 " (1通)

" 公文書不存在決定通知(1通)

10月10日 行政不服審査法第6条の規定による異議申立て

10月31日 異議申立てに係る補正命令

平成24年 1月 6日 決定期間延長に対する異議申立てを却下

※ 本件異議申立ての中には知事に審査請求すべき案件が含まれているため、実施機関は異議申立人に対し異議申立書の補正命令を発したが、異議申立人はこれに応じていない。

実施機関は、形式的には書類の不備であるが、申立ての趣旨は明らかであり、却下は適当でないと判断し、これを受理している。

なお、異議申立書には「異議申立て」と「審査請求」が混在するが、答申では、異議申立書の記述により、「異議申立て」として記載している。

第3 開示請求の内容等

概要は次のとおりである。

- 1 開示請求の内容
  - ① 国有財産特別措置法第5条第1項第5号に基づき国より市町村に譲与した国有財産の境界確定協議に関わる図書の市町村への引き渡しについての、図書の引継ぎを明らかにする書類及び原本証明についての通知文書等
  - ② 国有財産の市町村への譲与について、当該譲与と図書の引継ぎの完了或いは未完了についての知事の発言及び認識するに至った経緯
  - ③ 鳥取県知事に宛てた「お尋ね」に対する個々の回答についての、電子文書システムに登録された回答文を含む全ての登録事項
  - ④ 「お尋ね」に対する回答について、総務部県民室長が回答するに至った経緯を表す公文書、関係部署への照会及び回答に関わる電子文書システムに登録された登録 事項及び登録されていない回答に係わる全ての文書
- 実施機関の決定内容 開示決定、不存在決定
- 3 実施機関の不存在決定の理由 当該公文書は、存在しない。
- 第4 異議申立人の説明 概要は次のとおりである。
  - ① 開示された文書が全てであるとは到底いえない。
  - ② 県土整備部長が決裁する権限を持たない。
  - ③ 県土整備部技術企画課の起案は真実性を担保しない。

#### 第5 実施機関の説明

概要は次のとおりである。

- ① 全ての文書を開示している。
- ② 鳥取県事務処理権限規則により、部長権限で処理することと規定されている。
- ③ 本庁所管課である技術企画課が各総合事務所県土整備局分を取りまとめ起案したものである。

## 第6 本件異議申立審議の経過

平成24年 1月 6日 諮問書を受理

1月30日 実施機関が理由説明書を提出

2月21日 異議申立人が意見書を提出

5月 1日 " (本審議会の求めによる再提出)

3月12日 実施機関が意見陳述、審議

6月19日 審議

※ 異議申立人は、本審議会に対する口頭による意見の陳述を求めていない。

### 第7 審議会の判断等

1 判断にあたっての基本的な考え方

鳥取県情報公開条例は、県政に対する県民の知る権利を尊重して、公文書の開示を求める権利等を定めることにより、県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、もって県民参加による開かれた公正な県政の推進に資することを目的に制定されたものである。

一方で、公文書の開示を求める権利を保障するためには、実施機関が文書を作成・ 保管し、当該公文書が存在することが前提となる。

本審議会は、公文書の開示を求める権利が不当に侵害されることがないよう、異議申立人及び実施機関のそれぞれの主張から、開示対象文書の存否等について判断するものである。

### 2 審議会の判断

- (1) 開示請求に係る公文書の存否について
  - ① 境界確定協議に係る図書の引継書或いは受領書等の引継ぎを明らかにする書類(異議申立番号:1、4、7、10、15 (別添を参照))

境界確定協議に係る公文書を引き継いだ当時の公文書の管理を定める規程に 県以外の者への移管に関する規定は置かれていない。その他、法定外公共物譲 与に関する国の説明会資料にも公文書の移管に関する記述はなく、当該文書の 作成を義務づける定めは確認できなかった。

また、実施機関の意見陳述等において開示対象文書の探索方法を聞き取った 結果は次のとおりである。

- ・ 当該文書の作成が予想される各総合事務所県土整備局維持管理課において、職員が保管簿冊の全てを確認したが、開示した公文書以外に該当する公文書は確認できなかった。
- ・ 境界確定協議に係る公文書の移管先である市町村への聞き取りを行った が、開示した公文書以外に該当する公文書は確認できなかった。

開示した公文書以外に開示対象文書は存在しないとする実施機関の説明に不 自然、不合理な点があるとは認められない。

なお、開示した「旧建設省所管国有財産の境界確定関係書類の引継ぎについて(通知)」等の境界確定協議に係る公文書は、異議申立人の指摘により実施機関が事務の改善を行い作成したものであり、開示時点では鳥取市分のみが存在していたものである。

② 原本証明についての通知文書等(異議申立番号:13、17、19、21、 23)

県が法定外公共物の境界確定を行う際の指針となる建設省所管国有財産境界確定事務取扱要領のほか、国有財産法及び建設省所管国有財産事務取扱規則においても、原本証明に関する規定は置かれていない。通常、便宜上実施する事務について、誰が・どのように行うか定める通知を発することは考えにくい。

また、①と同様に開示対象文書の探索が行われている。

開示対象文書は存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点があるとは認められない。

③ 法定外公共物の譲与及びそれに伴う公文書の引継ぎの完了・未完了についての知事の議会等での発言及び認識するに至った経緯(異議申立番号:25、27)

知事の公式発言としては県議会答弁と記者発表があり、両記録は県の公式ホームページに登載されているところである。

実施機関の意見陳述等における確認では、ホームページの登載内容について、 法定外公共物の譲与が完了した平成16年度末の前後6か月分を「青線」等の キーワードにより検索した結果、該当する記述は確認できなかったということ である。これらの記録については、本審議会事務局においても同様の方法によ り前後1年間の内容を確認したが、結果は同じであった。

また、上記以外で知事が事件を認識するものとしては、知事が出席する会議の開催と知事への業務報告が考えられる。

これら発言等については、県土整備部技術企画課において保管する全簿冊 (6月12日現在1567簿冊)の簿冊名を確認し、当該公文書が綴られている可能性のある12簿冊を特定して内容を確認した結果、該当する公文書は確認できなかったということである。

開示した公文書以外に開示対象文書は存在しないとする実施機関の説明は、 一応の合理性が認められる。

(2) 開示決定の決裁権限について(異議申立番号:2、5、9、12)

本審議会は、鳥取県情報公開条例の規定により設置されたものであり、当該条例の適用の妥当性を審査することを責務とするものである。

庁内の決裁権限の所在に関する違法性を判断することは、本審議会の権限外である。

(3) 申請に対する処分の未実施について(異議申立番号:3、6、8、11、14、 16、18、20、22)

全ての開示請求に対し開示決定又は不存在決定が行われており、処分は完了している。

なお、(2)のとおり、庁内の決裁権限の所在に関する違法性の判断は行っていない。

- (4) 公文書不存在決定通知書の真実性について(異議申立番号:24、26、28) (2)のとおり、庁内の決裁権限の所在に関する違法性を判断することは、本審議会の権限外である。
- (5) 「お尋ね」に関する公文書について
  - ① 平成20年1月3日付けお尋ねに対する回答期間の延長通知(異議申立番号:30)

開示対象文書に含むことが適当である。

なお、実施機関は「当該公文書は回答文書でないため、開示対象文書ではない。」 と判断したものであり、開示対象文書の特定が不十分であったものの、開示する 旨の決定が不当であったとまではいえない。

# ② その他の公文書(異議申立番号:31、32、33、34)

「お尋ね」に関する件は「県民の声」として処理され、その事務処理等は実施機関の説明のとおりである。

開示した公文書以外に開示対象文書は存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点があるとは認められない。

#### (6) 異議申立ての教示について

鳥取県知事の諮問には含まれていないが、異議申立人は、意見書の中で「公文書の全部を開示する旨の決定をしたときに異議申立ての教示をしなかったことは違法である。」と主張しているが、公文書の全部を開示する旨の決定は、開示請求者の申請の全部を容認するものである。

「申請を全部容認する処分や相手方にいかなる不利益も与えない処分については、 教示の義務はない。」とするのが行政不服審査法の一般的な解釈であり、公文書開 示決定通知書に異議申立ての教示がないことが違法とはいえない。

なお、今回、全部開示する旨の決定に対する異議申立てを受理していることから も明らかなように、当該教示がないことにより異議申立ての道が閉ざされるもので はない。

#### 3 附帯意見

本件異議申立に係る公文書の開示請求の主旨は、法定外公共物の市町村譲与に伴う境界確定協議書の所在を確認することにあると認められる。

土地の境界は持ち主の所有権の範囲を示す境界であり、その確定を証する境界確定協議書は、双方の権利関係を記した重要な書類といえ、県が法定外公共物を管理する限り保管し、法定外公共物の譲与があれば市町村に引き渡されるべきものと考える。

諮問に対する本審議会の判断は2のとおりであるが、実施機関への聞き取り、関連 規程の内容の確認等により至った結論であり、その所在又は存否を明確に記した書類 は確認できなかった。

鳥取県情報公開条例は、「県民の知る権利を尊重して、県の諸活動を県民に説明する責任を全うし、もって県民参加による開かれた公正な県政の推進に資することを目的とする。」ことを明記し、また、平成24年度に施行された鳥取県公文書等の管理に関する条例は、「県政に対する県民の知る権利を保障し、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責任を全うするため、当該実施機関の事務及び事業の実績について、現用公文書によって合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成しなければならない。」旨を規定している。

境界確定協議書は、県において保管され、又は市町村に引き渡されるべきところ、 適正とはいえない事務処理が長年続けられた結果、開示文書では、所在の確認を求め る開示請求者に対して十分な説明ができず、これら条例に定める県の説明責任を全う しているとは言い難いものとなっている。

実施機関においては、これら条例の趣旨に鑑み、今後、公文書の適切な作成・管理 に努められたい。